平成３０年（フ）第８号
徳島県阿南市橘町豊浜38番地11　新浜共同住宅101号室
債務者　近藤　美保
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第２２号
愛媛県新居浜市中萩町15番９号、前住所愛媛県西条市喜多川609番地１
債務者　佐藤　卓夫
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第９９号
宮崎県小林市真方556番地６、前住所岡山県高梁市川上町領家2265番地２
債務者　吉谷　光朗
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第４７号
宮崎県都城市高城町桜木2135番地１
債務者　主税　尚美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１１０号
鹿児島県鹿児島市南郡元町１番11号　エクセルⅡ　105号
債務者　中堂園真一
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
鹿児島県姶良市加治木町朝日町71番地
債務者　上小牧阿斗夢
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
兵庫県神戸市西区井吹台西町１丁目２番地市住３－310号
債務者　岡本　大吉
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
高知県土佐清水市緑ケ丘30番１号、旧住所大阪府柏原市太平寺１丁目８番45号
債務者　井上　妙子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第１９号
佐賀県唐津市湊町740番地２
債務者　笹山　美保
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第１０３号
熊本市東区月出４丁目６番111号
債務者　成松貴初子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１２１号
千葉県松戸市高塚新田640番地の42
債務者　野尻　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１８５号
千葉県野田市尾崎1110番地の10
債務者　加瀬　幸美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１８８号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目10番10号
債務者　廣田　英司
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２０号
山口県山陽小野田市掃山１丁目30番１号
債務者　田中　直樹
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第２３号
山口県宇部市亀浦１丁目６番２－241号、従前の住所山口県宇部市大字東岐波5545番地９
債務者　工藤小百合
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第３５号
山口県宇部市中央町３丁目13番15－201号　中央町第４借上住宅
債務者　江原　美紀（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第７７号
沖縄県那覇市若狭３丁目９番15号　棚原アパート301
債務者　上間　奈美（旧姓後谷）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部